

令和9年度 保育所・認定こども園（保育利用）・小規模保育事業所 利用申込案内

令和9年度保育所等利用申込みに必要な書類一式となります。

（就労証明書はデータ入力の上、印刷したものを提出いただきますので一式の中にありません。詳しくは7ページをご覧ください。）

＊ 2人以上の利用申込みをする場合は、お子さま1人につき1部の書類が必要です。

＊ 以下に当てはまるかたは、「保育が必要であることの申立書」等別途必要書類をお渡ししますので、個別にお声掛けください。

（保育を必要とする事由）

- 法人を設立していない自営業（個人事業主）
- 妊娠または出産
- 疾病、障害、親族の介護等
- 就学または職業訓練
- 求職活動
- 育児休業中の転園

☆ 例年窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただく場合がございます。ご不明な点がございましたら、事前に電話にてご相談ください。

☆ 令和9年度から実施する一斉の利用申込みの受付において、公立保育所または公立認定こども園を希望されるかたに限り、出生前のお子さま、転入予定などの保護者のかたも予約の利用申込みを行うことができます。詳しくは、10ページをご確認ください。



令和9年4月から新規で保育所、認定こども園（保育利用）及び小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）の利用を希望される保護者のかたは、次の事項を確認の上、お申し込みください。

入所対象年齢

クラス	児童生年月日
0歳児	令和8年4月2日 ～
1歳児	令和7年4月2日 ～ 令和8年4月1日
2歳児	令和6年4月2日 ～ 令和7年4月1日
3歳児	令和5年4月2日 ～ 令和6年4月1日
4歳児	令和4年4月2日 ～ 令和5年4月1日
5歳児	令和3年4月2日 ～ 令和4年4月1日



＊ 施設により、受入可能年齢及び募集予定年齢が異なります。

保育を必要とする事由

保育所等を利用する場合、保護者のいずれもが以下のいずれかに該当する必要があります。

保育を必要とする事由	保育の実施期間 (保育を必要とする期間に限る。)	保育必要量	
		短時間	標準時間
1. 就労 (自営業及び内職を含みます。また、 <u>1か月当たり64時間以上の就労を常態とされているかた</u> が対象になります。)	左の条件で就労している期間	○	○
2. 妊娠または出産	産前産後各3か月以内	○	○
3. 保護者の疾病または障害	保育が困難と認められる期間	○	○
4. 親族の介護または看護	介護が必要と認められる期間	○	○
5. 育児休業中の転園 (産前産後期間に入る前月まで産前産後以外の要件で保育所等に在園中の児童に限ります。)	生まれた子が満1歳に達する月まで	○	—
6. 災害復旧	状況がなくなるまで	○	○
7. 求職活動または起業の準備	入所月の翌月末まで	○	—
8. 就学または職業訓練	修了月の月末まで	○	○
9. 上記以外	状況により決定	○	○

保育必要量	保育を必要とする事由	施設利用可能時間※
保育標準時間	月に120時間以上の場合	最大11時間 / 日
保育短時間	月に120時間未満の場合	最大8時間 / 日

＊ 施設利用可能時間内で利用できる時間帯は、施設により異なります。この時間を超える場合は、延長保育（有料）となります。延長保育料についても、施設により異なります。

利用申込みから内定までの流れ

10月1日～20日（都合がつかない場合は30日まで）	保育幼稚園課（香芝市総合福祉センター内）にて、利用申込書類の受付
10月21日	第1希望の施設が、あけぼの・幼保学院またはハルナ保育園に該当されるかたのみ、各施設に教育・保育給付認定受付証を提出（都合がつかない場合は、各施設にお問い合わせください。）
12月上旬～中旬頃	一次選考の利用調整結果を通知（郵送）
12月中旬頃	二次選考の受付（一次選考保留者対象）
12月末頃～令和9年1月初旬頃	二次選考の結果を通知（郵送）

利用申込までにご準備いただくこと



1 保育施設の見学

私立保育施設の利用申込みをされる場合は、事前に見学が必須となっております。第1希望の施設だけでなく、第2希望以下の施設の見学が必要です。施設の見学がお済みでない場合、希望施設から除外していただく可能性がございます。

なお、アートチャイルドケア奈良真美ヶ丘保育園、アートチャイルドケア奈良香芝保育園、アートチャイルドケア奈良鎌田保育園及びスクルドエンジェル保育園香芝園につきましては、私立保育施設ではありますが、見学の有無は問いません。

公立施設も含めて見学予約については、保護者から直接施設にお問い合わせください。

2 必要書類の準備

保育要件が就労のかたは、就労証明書が必要となりますので、就労先に作成を依頼してください。要件によって保育を必要とする事由の証明書類が変わりますので、詳しくは6ページをご確認いただき、ご準備をお願いします。また、ひとり親世帯のかた等については別途その他書類が必要な場合もございますので、詳しくは4ページをご確認ください。

3 利用申込み書類の記入

窓口には記帳台がございませんので、事前にご自宅でご記入いただきますようお願いいたします。窓口が混み合いますので、質問等がございましたら、受付開始前（9月末まで）にご相談いただきますようご協力をお願いします。

利用申込みについて

第1希望の施設が、あけぼの・幼保学院またはハルナ保育園に該当されるかたは、次の1及び2の二段階の手続が必要です。そのほかの施設が第1希望のかたは、1のみの手続です。

1 教育・保育給付2・3号認定申請書兼施設利用申込書等の提出

次の書類を提出してください。

なお、提出の際には、申請者の本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカード等）をご持参ください。

▼受付期間 令和8年10月1日(木)から20日(火)まで

▼受付時間 午前8時40分から午後5時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

▼場所 保育幼稚園課（香芝市総合福祉センター内）

▼提出書類

①教育・保育給付2・3号認定申請書兼施設利用申込書

②入所申込確認票

③児童状況票

④保育を必要とする事由の証明書類（6ページ参照） *保護者全員について必要です。

⑤通勤経路・通勤時間申告書（保育を必要とする事由が「就労」のかたに限ります。）

⑥その他提出書類（次に該当する場合はご提出ください。）

○お子さまに疾病、障害等のあるかた

疾病の程度や医療行為の有無等により、保育所等で受入体制を整える必要がありますので、医師若しくは専門機関による診断書または診療情報提供書等をご提出ください。

また、詳しい情報が必要な場合は、選考期間中にお子さまについてお聞きする場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

○ひとり親世帯のかた

ひとり親世帯であることがわかる証明書（戸籍謄本、離婚受理証明書等）をご提出ください。

○離婚調停中または裁判中のかた

裁判所からの通知書等を提出される場合は、配偶者の④の書類について省略することができます。

○障害者手帳の交付を受けた世帯員がいる世帯のかた

該当者の身体、療育または精神手帳の写しをご提出ください。

○両親どちらかが市外に居住している（別居中）であるかた

個人番号の記載がある住民票の写しをご提出ください。

* 受付期間は10月20日（火）までとなりますが、都合がつかない場合は10月30日（金）まで受付します。

2 教育・保育給付認定受付証の提出

第1希望の施設が、あけぼの・幼保学院またはハルナ保育園に該当されるかたは、次のとおり教育・保育給付認定受付証を提出してください。

▼受付日 10月21日（水）

▼受付時間 あけぼの・幼保学院 午後1時から午後4時まで
ハルナ保育園 午前10時から午後2時まで

▼提出場所 各施設（第1希望の欄に記載した施設に限ります。）

▼提出書類 教育・保育給付認定受付証

* 受付開始直後の時間帯は大変混み合います。

* 上記日時に都合がつかない場合は、直接施設にご相談ください。



◆施設情報

		施設名	所在地	電話番号
私立	認定こども園	あけぼの・幼保学院	関屋北五丁目8番3号	0745-71-8008
		ハルナ保育園	鎌田281番地1	0745-76-5541

メモ欄

◆保育を必要とする事由の証明書類

保護者の状況	提出書類	
就労 (外勤等)	・ 就労証明書 (*) ・ 通勤経路・通勤時間申告書	就労先に就労証明書の作成を依頼してください。 ● 自営業のかたで、法人を設立している場合（株式会社、有限会社等）もこちらに該当します。
就労 (自営業)	・ 就労証明書 (*) ・ 通勤経路・通勤時間申告書	● 法人を設立していない自営業(個人事業主)のかたは、ご自身で就労証明書を作成の上、以下の書類を添えてご持参ください。 1. 令和8年1月1日以降に開業(事業を開始)したかた ①個人事業の開業届出書(控用)の写し 2. 令和7年12月以前に開業(事業を開始)しているかた ①個人事業の開業届出書(控用)の写し ②確定申告書(控え)の写し(令和7年分) ※ 電子申告された場合、申告後に表示される「受取通知」または「メール詳細」をご準備ください。 ※ 令和7年分の事業収入があるものの、確定申告が不要と判断される場合は、確定申告書の代わりに市町村民税申告書(令和8年度)の写しを添えてください(確定申告の必要または不要の判断についてはお近くの税務署にお問い合わせください)。 ※ 令和7年12月以前に開業(事業を開始)しているものの、令和7年分の事業収入が一切なかった場合は、保育幼稚園課に事前にご相談ください。
就労 (内職)	・ 就労証明書 (*)	就労先（内職の委託元）に就労証明書の作成を依頼してください。 ※ 作成いただけない場合は保育幼稚園課までご相談ください。
妊娠または出産	・ 母子健康手帳（ <u>表紙及び予定日の記載のあるページ</u> ）の写し ・ 保育が必要であることの申立書	
疾病または障害 親族の介護等	・ 医師による診断書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し等 ・ 保育が必要であることの申立書	
育児休業中の 転園	・ 在園証明書（令和9年3月まで利用予定である証明） ・ 育児休業証明書	
就学 就業訓練	・ 在学証明書または合格証明書 ・ カリキュラム及び時間割等の就学時間がわかるもの ・ 保育が必要であることの申立書	
求職活動 起業の準備	・ 求職に関する誓約書 ・ 雇用保険受給者資格証または雇用保険受給資格通知 ※ 起業の準備に該当するかたは保育幼稚園課までお問い合わせください。	
その他	保育幼稚園課までお問い合わせください。	

* 就労証明書は証明日から3か月以内のものをご準備ください。



◎通勤経路・通勤時間申告書について

通勤経路・通勤時間申告書は、保護者のかたの保育必要量の判定や、選考指数が同点となった場合の入所の優先順位を決定するための申告書です。香芝市ホームページ（7ページのQRコードを読み取りください。）に記入例を掲載していますので、参考の上、ご自身で作成してください。

◎就労証明書について

就労証明書は、事業者等が従業員の就労状況を証明するものです。就労先のご担当者様に作成を依頼してください。香芝市ホームページに様式（Excel）を掲載していますので、就労先のご担当者様にて入力したものを印刷の上、ご準備ください。また、記載内容については、職員が電話等により、事業者様に直接質問、確認することがあります。なお、就労証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成または改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

就労証明書の様式及び記入例については、以下よりダウンロード可能です。また、事業所への就労証明書の作成を依頼される際に、事業所にお渡しいただく手紙も準備しております。必要があれば、こちらも使用してください。

<https://www.city.kashiba.lg.jp/soshiki/77/7228.html>



就労証明書の以下の項目についてご確認ください。

- ※ 就労証明書No. 6の項目は、固定就労または変則就労のいずれかのみ記載をお願いします。また、合計時間は休憩時間も含めて記載をお願いします。
- ※ 育児のための短時間勤務制度を利用されている場合、就労証明書のNo. 12の項目に記載いただき、No. 6の項目に短時間勤務制度適用前の就労時間を記載いただきますようお願いいたします。
- ※ 就労証明書のNo. 3の項目で有期雇用の場合、No. 14の項目に雇用契約の満了後の更新の有無を記載いただきますようお願いいたします。
- ※ 就労証明書のNo. 11の項目で、復職予定年月日が利用開始日より遅い場合、No. 15の項目に保育所等に内定した際の育休短縮について可または可（予定）のいずれかを記載いただきますようお願いいたします。

3 利用調整について

受付期間に利用申込みを済ませたかたで、受入可能な人数を超えた場合は、選考（利用調整）を行います。保護者の保育を必要とする事由とご家庭の状況から、保育の必要性や優先度について指数化を行い、選考指数の高い児童から順に入所先を決定します。

なお、選考指数については、別添の「香芝市保育所等利用調整指数表」をもとに、基礎指数のいずれか1つと調整指数で加算減算して決定します。

一次選考の結果、希望した施設で内定にいたらなかったかたは、12月の結果通知の際に、他の市内保育所等に空きがあれば、二次選考のご案内をします。

10月の受付期間終了後、希望施設を変更する場合は、当初の利用申込みを取り下げ、期間外の利用申込みをしていただきます。そのため、『内定したとしても実際には通えない』保育所等の施設名は、希望の欄に記入しないようにしてください。

※ 第2希望以下の施設に内定通知後、内定した施設より希望順位が高い施設に空きが出たとしても、内定施設を変更することはできませんので、あらかじめご了承ください。

◎ 利用調整のイメージ（例）

利用申込者一覧 ◎…内定 ×…空きなし △…保留

順位	児童	家庭状況	第1希望	第2希望	第3希望
1	A		ア保育所 ◎	イ保育所	ウ保育所
2	B		ア保育所 ×	イ保育所 ◎	ウ保育所
3	C	姉がエ保育所に 在籍中	エ保育所 ×	ウ保育所 ◎	—
4	D		エ保育所 ×	ア保育所 ×	イ保育所 ◎
5	E		イ保育所 ×	エ保育所 ×	ア保育所 ×
6	F	同時申込みで同一施設希望の兄が待機	ウ保育所 ×	ア保育所 ×	イ保育所 ×

入所枠

施設名	入所枠
ア保育所	1
イ保育所	2
ウ保育所	2
エ保育所	0

Aさん：第1希望のア保育所に内定します。

Bさん：第1希望のア保育所は入所枠がないため、第2希望のイ保育所に内定します。

Cさん：第1希望のエ保育所は入所枠がないため、第2希望のウ保育所に内定します。この場合、きょうだいが別々の施設を利用することになります。兄弟の通う施設のみを希望するためには、第1希望のみご記入ください。

Dさん：第1及び第2希望の保育所は入所枠がないため、第3希望のイ保育所に内定します。

Eさん：第1、第2及び第3希望に入所枠がないため、第1希望のイ保育所での待機をしつつ、二次選考に進みます。イ保育所の希望順でいくと、BさんやDさんよりもEさんが高いですが、指数の高い順での内定になるため、BさんとDさんが先に内定になります。

Fさん：第1希望のウ保育所に空きがありますが、同時申込みの兄と同一施設に入所できないため、待機となります。

★★★ 兄弟姉妹で同じ施設を利用したいかた ★★★

兄弟が既にどちらかの施設を利用して、弟妹も同じ施設のみを希望する場合は、『第1希望のみ』記入してください。第2希望以降も記入されている場合は、第2希望以降の施設（兄弟と別施設）に内定することがあります。（兄弟と別施設になったからという理由で内定を辞退される場合も、当初の利用申込みをキャンセルの上、期間外の利用申込みをしていただくことになります。）

兄弟姉妹で同時申込みをされる場合は、利用申込書の『※兄弟姉妹で利用する場合は、チェックを入れてください。』の欄で、

- ☐ 希望順位が低くても兄弟姉妹同じ施設を希望
☐ 兄弟姉妹別々でも希望順位の高い施設を希望

のいずれかに記入してください。

希望順位が低くても兄弟姉妹同じ施設を希望にチェックした場合、どちらかのみ内定することはありません。同じ施設に内定しない限り、兄弟姉妹全員が待機となります。

※ 兄弟が利用している施設の連携施設の入所を弟妹が希望する場合は、別施設の扱いとなります。連携施設も同じ施設としてみなし、入所を希望する場合は、必ず入所申込確認票の「☐連携保育施設(小規模保育事業所)であっても兄弟姉妹と同じ施設とみなし、入所を希望する。」にチェックを入れてください。

4 期間外の利用申込み（11月以降）について

11月以降に利用申込みをされる場合は、10月中に申し込まれたかたの選考が全て終わった後、募集枠に空きがあればご案内します。その際、令和8年11月2日（月）から同年12月28日（月）までに利用申込みをされたかたで利用調整を行い、更に空きがあれば、令和9年1月4日（月）から同年3月5日（金）までに利用申込みをされたかたについて各日で利用調整を行います。令和9年4月入所の受付締切は令和9年3月5日（金）までですが、なるべく早めにお申込みください。

5 転入予定のかたの手続について

(1) 令和9年4月1日までに香芝市に転入されるかた

令和9年4月から利用希望で、申込時点で香芝市に住民登録がないかたについても、申込時点で転居先住所が決まっており、かつ、令和9年4月1日までに香芝市に転入されることを条件に、香芝市に直接利用申込みができます。利用申込みの際は、4ページの『1. 教育・保育給付2・3号認定申請書兼施設利用申込書等の提出』に記載している書類と併せて、次の書類を提出してください。

▼提出書類

- ⑦ 住民票（世帯員全員が記載されているもの）
- ⑧ 転居先及び転入予定日が確認できる書類（不動産売買契約書、新築住宅の工事請負契約書、賃貸借契約書の写し等）

(2) 令和9年4月2日から同年10月1日までに香芝市に転入されるかた

令和9年5月以降の利用に関する予約の利用申込みをしていただくことになります。予約ができる期間は、5月から10月までです。対象は公立施設のみで、私立施設は対象外となります。また、利用開始月の1日までに確実に転入することを誓約できること（遡りでの転入手続は不可）が条件となります。

提出書類は上記(1)と同じです。保育幼稚園課の窓口で申込書類を提出いただく際、誓約書の記入をお願いしておりますのでご了承ください。郵送による利用申込みを検討されているかたは、保育幼稚園課までご相談ください。なお、転入日によって公立保育所等を利用できる時期が変動します。公立保育所等を利用できる時期は次のとおりです。

月初（1日）に転入の場合：当月初日からの利用となります。

月途中（2日から月末まで）の転入の場合：翌月初日からの利用となります。

※ 期限までに転入が確認できない場合や、申込内容に変更が生じた場合は、内定を取り消すことがございますのでご注意ください。

※ 「5 転入予定のかたの手続について(1)」に該当するかたで、令和9年4月1日までに児童と保護者のいずれも転入しなかった場合は、保育所等の利用ができません。

※ 「5 転入予定のかたの手続について(2)」に該当し、利用申込みを行うかたは、10ページの「7 予約申込みについて」も併せて確認してください。

6 市外保育施設の利用申込みについて

勤務事情等により市外保育施設に申し込む場合、取扱いや申請期日が異なりますので、施設の所在市区町村へお問い合わせください。処理期間や郵送期間があるため、各市町村の申込期間の締切日の2週間前までに、保育幼稚園課の窓口にご提出ください。なお、希望する保育施設が勤務地等にあることが必要になります。また、市内の施設との併願による利用申込みはご遠慮ください。利用期間は単年度（利用開始月から3月末までの期間）限りとなりますので、次年度も利用を希望する場合は再度、利用申込みが必要です。

7 予約申込みについて

公立保育所または公立認定こども園を希望される場合で、以下に該当するかたは、令和9年5月以降の利用に関する予約の利用申込み（以下「予約申込み」という。）が可能です。

- ・ 妊娠中のかた
- ・ 令和9年4月2日から10月1日までに転入予定のかた
- ・ 令和8年10月生まれのお子さまがいる保護者のかた
- ・ 長期入院等で4月から入所することができないお子さまがいる保護者のかた

条件及び留意事項等については、以下のとおりですので、ご確認ください。

【共通事項】

A) 予約申込みにつきまして、0歳児に限っては枠に上限を設けておりますのでご注意ください。詳しくは13ページをご確認ください。また、利用調整の結果、内定とならなかった場合、4月入所枠のかたより点数が高かったとしても、4月入所枠へ案内することはありませんので、あらかじめご了承ください。

B) 利用開始月の前月1日から15日までに保護者全員分の保育を必要とする事由の証明書類（就労証明書等）を再度提出いただきますようお願いいたします。保育幼稚園課の窓口にお持ちいただくか、郵送による提出も可能です。

C) 利用予約月の前倒しを希望される場合は、利用開始月の1か月前までにお申し出ください。なお、特段の事情がない限り、予約月を後ろに変更することはできません。

【出生前】

A) 公立保育所等を利用できる時期は、出産予定日から6か月を経過した翌月初日からのみです。

B) 予約申込みをされる際は、母子健康手帳または妊娠届出書をご準備ください。

C) 出生前の児童について予約申込みされた場合は、出生後1か月以内に児童の名前の届出など本申込みをお願いいたします。本申込みの手続が行われない場合は、利用調整の対象外となることがあります。

D) 出産予定月と出産月が異なる場合、利用開始月も前後しますのでご了承ください。本申込みの際に、再度利用開始月を確認させていただきます。

E) 死産または流産となった場合は、利用申請辞退のため、1か月以内に市への届出が必要となります。

F) 出生した児童が医療的ケア児に該当する場合、公立保育所では0歳児における受入体制が整備されていないことから、入所をお断りさせていただくことがあります。

G) 出生前の児童のほかに0歳児から5歳児までの兄弟姉妹がいる場合、その兄弟姉妹のお子さまに関する予約申込みはできませんのでご注意ください。

【転入前】

- A) 利用申込みの予約ができる期間は、10月入所までとなります。
- B) 利用開始月の1日までに本市へ転入いただきますようお願いいたします。なお、遡りでの転入手続は不可です。
- C) 転入後の保育料等の算定に必要な情報について、前住所地の市町村へ確認を行う場合があります。
- D) 利用開始月に転入が完了しなかった場合、内定が取消しとなることがあります。転入予定に変更が生じた場合は、速やかに保育幼稚園課までご連絡ください。
- E) 転入前の市町村で保育施設を利用していた場合、利用開始月の前月末日までに支給認定を切っていただく必要がございます。転出時に必ず前の市町村でお手続いただきますようお願いいたします。

【令和8年10月生まれのお子さま】

- A) 利用申込みの予約ができる時期は、5月からの利用のみとなります。

【長期入院等で4月から入所することができないお子さま】

- A) 利用申込みされる際は、長期入院等の内容が分かる入院計画書等をご準備ください。また、しばらく療養期間が必要な場合は、その旨が記載された診断書等をご準備ください。

留意事項

- A) 2人以上の利用申込みをする場合は、お子さま1人につき1部の書類が必要です。
- B) 私立施設を希望される場合（第2希望以下含む。）は、事前に見学を済ませてください（見学されていない場合、利用申込みをお断りする可能性があります。）。
- C) 入所希望児童のほかに0歳児から5歳児の兄弟姉妹がおり、その児童が保育所等に入所しない場合は、その児童の保育状況について確認します。その際、申立書を提出いただく必要があります。
- D) 就労証明書で不明な点があれば、事業所に問い合わせることがあります。
- E) 育児休業から復帰する予定のかたは、遅くとも利用開始月の末日までには職場復帰するよう調整をお願いします。就労証明書のNo. 11の復職（予定）年月日の項目に復帰予定日を必ず記入してもらってください。復職予定日が利用開始月の翌月以降の記載になっているかたは、就労証明書のNo. 15の入所内定時育休短縮可否の項目に可または可（予定）を必ず記入してもらってください。なお、慣らし保育については、内定後、施設での面談時にご相談ください。
- F) 第2希望以下の施設の利用に係る内定通知後、内定した施設より希望順位が高い施設に空きが出たとしても、内定施設を変更することはできませんので、あらかじめご了承ください。
- G) 保育が必要な事由の証明書類について、離婚が成立していない場合は配偶者の就労証明書等が必要となります。ただし、離婚調停中や裁判中のかたについては、裁判所からの通知書等を提出することで省略することができます。
- H) 期日の時点で必要書類に不足または不備がある場合は、利用調整の対象にならないことや調整指数に影響することがあります。
- I) 申込内容に虚偽や事実と異なる内容が判明した場合、入所を取り消すことがあります。
- J) 申込時から家庭の状況が変わった場合（引越しが決まった、退職した、仕事が変わった、離婚した等）、速やかに保育幼稚園課までご連絡ください。
- K) 申込期日以降の変更については、調整指数の減点及び優先項目の順位が下がる場合のみ利用調整に反映します。特に、内定施設が決まってから転職をされた場合、利用調整がやり直しとなり、内定が取消しとなる可能性がございますのでご注意ください。

- L) 利用申込みや内定を辞退される場合、お電話のみでの受付はできません。「辞退届」の提出が必要となりますので、恐れ入りますが保育幼稚園課の窓口までお越しください。
- M) 転園希望で新規利用申込みをする場合、新規利用申込施設で内定が決定すると、現在通っている施設で次年度の継続利用はできなくなります。また、選考の結果内定が決まらなかった場合、希望施設に待機することはできません。
- N) 離婚が成立し、前配偶者と住所が別かつ生計を一にしていないことが確認できた場合、ひとり親として保育料等を算定します。また、ひとり親家庭のかたが児童扶養手当を受給していない場合、戸籍謄本または離婚受理証明書の提出が必要です。
- O) 同居の祖父母等がいて、支給認定保護者の総収入額が同居の祖父母等よりも少ない場合、祖父母等が家計の主宰者とみなすことがあります。その場合は祖父母等の収入を含めて保育料を決定します。お子さままたは保護者がどなたかの扶養に入っている場合は、同居及び保護者の収入に関係なく、扶養者も算定に含みます。
- P) 希望の保育所等の内定にいたらなかった場合、利用承諾保留通知書を発行いたします。なお、私立の施設で待機ができない施設については、利用希望月のみ有効となる証明になりますので、当該月以降も必要であれば再度申請が必要になります。
- Q) 公立保育所及び認定こども園において、今後、地域住民や保護者等に十分な説明を行った上で、「公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針」に基づき、認定こども園化や民間活力の導入を進める場合があります。

令和9年度 保育所・認定こども園（保育利用）・小規模保育事業所
新規入所募集予定数について

■下記の状況は、令和8年8月20日現在のものです。今後の児童の入退所等により変更となる場合があります。

■クラス年齢は、令和9年4月1日時点の満年齢です。

■募集予定数が0の場合も申し込むことができます（退所等で施設に空きが出る可能性があるため。）。

施設種類		施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
公立	保育所	若葉保育所	9 (2)	15	1	14	0	0
		五位堂保育所	6 (2)	14	0	0	0	0
		二上保育所	9 (2)	10	0	6	0	3
		みつわ保育所	14 (1)	12	10	2	1	1
		真美ヶ丘保育所	9 (2)	15	0	0	0	2
	認定こども園 (2・3号)	認定こども園鎌田幼稚園				2	0	0
		認定こども園下田幼稚園				9	7	0
		認定こども園真美ヶ丘東幼稚園				7	1	0
私立	保育所	いろは保育園	3	5	※	0	0	0
	認定こども園 (2・3号)	あけぼの・幼保学院	10	15	10	15	0	0
		せいか幼稚園	12	18	0	0	0	0
		せいか保育園	10	4	0	0	0	0
		旭ヶ丘せいか保育園	17	7	0	0	0	0
		ふたかみの森せいか子ども園	12	6	0	1	0	0
		関屋こども園	3	10	8	0	1	0
		志都美こども園	3	8	3	1	0	0
		ハルナ保育園（本園）	3	0	0	0	0	0
		ハルナ保育園（五位堂分園）	3	0	0			
		ハルナ保育園（二上分園）	3	0	0			
	小規模保育 事業	志都美せいかナーサリー	3	5	0			
		五位堂せいかナーサリー	3	5	0			
		アートチャイルドケア 奈良真美ヶ丘保育園	3	5	0			
		アートチャイルドケア 奈良香芝保育園	3	5	0			
		アートチャイルドケア 奈良鎌田保育園	3	5	0			
		スクルドエンジェル保育園 香芝園	3	5	0			

※ 公立保育所の0歳児の予約申込みについては、受け入れる児童数に上限を設けております。上限数はかっこ書きで記載しております。

※ いろは保育園の2歳児クラスは、施設にお問い合わせください。

記載例

第2号様式（第3条関係）

☐ 継 続

☒ 新 規

教育・保育給付2号・3号認定申請書兼施設利用申込書
(施設型給付費・地域型保育給付費)

●年 ●月 ●日

香芝市長

〒〇〇〇-△△△△
保護者住所 香芝市本町〇〇番地
保護者氏名 香芝 花子

次のとおり、教育・保育給付認定（施設型給付費・地域型保育給付費）及び施設の利用を申請します。

なお、申請に当たり、次の事項に同意します。

同意事項

- (1) 満3歳以上教育・保育給付認定子どもの副食費徴収免除の判定に際して所得状況を確認するため、香芝市（以下「市」という。）が保護者等（当該児童と生計を一にしている保護者及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）をいう。）の課税台帳等の閲覧をすること。
- (2) 児童の世帯状況等を確認するため、市が世帯全員の住民基本台帳を閲覧すること。
- (3) 申請に関する書類等の内容について適正であるかを確認する必要がある場合、市がその調査をすること。

香芝市保育所等の利用調整に関する要綱第2条第1号の利用希望者の場合は、チェックを入れてください。 ☒ 4月からの利用 4月以外からの月からの利用（ ☐ 妊娠 ☐ 香芝市外からの転入 ☐ その他）						
児 童	フリガナ	カシバ スミレ	性 別	☐ 男 ☒ 女	兄弟姉妹で利用する場合は、チェックを入れてください。	☐ 希望順位が低くても兄弟姉妹と同じ施設を希望 ☐ 兄弟姉妹と別々でも希望順位の高い施設を希望
	氏 名	香芝 すみれ	生年月日	令和*年*月*日		
保 護 者	電話番号1	090-△△△△-××××			☐ 父 ☒ 母	詳しくは、8ページをご確認ください。
	電話番号2	090-〇〇〇〇-□□□□			☒ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	
在 籍 施設名	既に利用している施設があれば、施設名を記入してください。				☐ 教育利用（1号認定） ☐ 保育利用（2号又は3号認定）	

4月以外からの月からの利用で妊娠を選択された場合は、児童氏名、性別、生年月日の欄は、記入不要です。

備考 児童が出生する前の利用申込みの場合において、申込みの日時点で未定である項目については、児童が出生した後、速やかに御連絡ください。

1 利用を希望する期間及び希望する施設（事業者）名

認 定 の 希 望	☒ 保育を希望（2号又は3号認定）（保育所、認定こども園（保育利用）又は家庭的保育事業等を希望する場合）		
	(保育を希望する場合のみ、保育必要量を選択)	☒ 保育標準時間（保護者全員が月120時間以上の就労をしている場合（通勤時間を含む。）等）	
		☐ 保育短時間（保護者の1人が月120時間未満の就労をしている場合（通勤時間を含む。）等）	
	☐ 教育・保育給付認定のみを希望（企業主導型保育事業を利用する場合等）		
利用を希望する期間	令和9年 4月 1日 から ☒ 就学前まで ☐ 令和 年 月 日まで		
希 望 施 設 名	第1希望 ●●●保育園	第2希望 ★★認定こども園	第3希望 ■■■保育所
	第4希望	第5希望	第6希望
	第7希望	第8希望	第9希望

詳しくは、2ページをご確認ください。

2 児童の家庭状況

児童の保護者及び同居者並びに扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）	フリガナ	個人番号												児童との続柄	生年月日	職業又は在籍している学校、保育所、認定こども園、幼稚園等の施設名	
	氏名																
	カシバ タロウ	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	父	平成*年 *月 *日	会社員	
	香芝 太郎																
	カシバ ハナコ	b	b	b	b	b	b	b	b	b	b	b	b	母	平成*年 *月 *日	パート	
	香芝 花子																
	カシバ イチロウ	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	兄	令和*年 *月 *日	★★★小学校	
	香芝 一郎																
	カシバ スミレ	d	d	d	d	d	d	d	d	d	d	d	d	本人	令和*年 *月 *日	●●●保育園	
	香芝 すみれ																
															年 月 日		
															年 月 日		
															年 月 日		
	生活保護の状況		☐ 適用有り ☒ 適用無し												ひとり親の状況		☐ 該当 ☒ 非該当
障害者手帳（身体、療育又は精神）の交付を受けた世帯員		☒ 有り ☐ 無し	氏名		香芝 太郎								特別児童扶養手当支給対象者又は国民年金の障害基礎年金等の受給者である世帯員		☐ 有り ☒ 無し	氏名	
転入年月日		令和8年 8月 8日												今年の1月1日時点の住所（現在の住所と違う場合のみ）		●●県△△市■番地	
														昨年の1月1日時点の住所（現在の住所と違う場合のみ）			

「有」の場合は、手帳等の写しも提出してください。

3 保育の利用を必要とする事由等

児童との続柄	☒ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	保 育 の 利 用 を 必 要 と する 事 由	☒ 就労 ☐ 育児休業 ☐ 妊娠又は出産 ☐ 疾病又は障害 ☐ 介護又は看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ ）
	☐ 父 ☒ 母 ☐ その他（ ）		☒ 就労 ☐ 育児休業 ☐ 妊娠又は出産 ☐ 疾病又は障害 ☐ 介護又は看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ ）

4 児童の健康状態等

(1) 妊娠又は出生時に異常はありましたか。	☒ いいえ ☐ はい（ ）
(2) 定期健診は受けましたか。	☒ 4か月健診 ☒ 10か月健診 ☐ 1歳半健診 ☐ 3歳半健診
(3) 健診時に指導や指摘を受けたことはありますか。	☒ いいえ ☐ はい（ ）
(4) 大きな病気（入院等）にかかったことはありますか。	☒ いいえ ☐ はい（ ）
(5) 現在、通院中の病気はありますか。	☒ いいえ ☐ はい（ ）
(6) アレルギーはありますか。	☐ いいえ ☒ はい（ ○○○アレルギー ）
(7) その他気になることはありますか。	☒ いいえ ☐ はい（ ）

備考

- 家庭から2人以上の児童について同時に申請を行う場合は、児童ごとに1枚の用紙を用いてください。
- 教育・保育給付認定（2号又は3号認定）及び施設（事業者）への入所については、次に掲げる事項に該当するときは、希望にそうすることができませんので、あらかじめ御了承ください。
 - 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
 - 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
 - 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望にそえない場合
- 支給認定証の発行を希望される場合は、支給認定証発行依頼書の提出をしてください。
- 利用開始後に申込みの内容と家庭状況の事実とに相違があることが判明した場合は、利用の承諾を取り消すことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- 申請後において、世帯構成（婚姻関係等）に変更が生じた場合は、変更したことを速やかに届け出てください。

香芝市内保育所・認定こども園・小規模保育事業所一覧

施設 種類		施設名	設置者	住所	電話番号	開所時間 ※保育所等は、標準時間認定で延長保育等を含む場合があります。詳細は各施設にお問い合わせください。		対象年齢児	定員※	一時預かり	備考
						平日	土曜日				
保育所	公	1 若葉保育所	香芝市	下田西二丁目6番27号	77-2758	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 14:00	生後6か月を 経過した翌月 ～ 5歳児	150人		
		2 五位堂保育所		五位堂三丁目464番地1	77-2023				120人		
		3 二上保育所		畑四丁目545番地	77-2944				120人		
		4 みつわ保育所		良福寺419番地	77-2184				200人		
		5 真美ヶ丘保育所		真美ヶ丘六丁目9番1号	76-4777				150人		
	私	6 いろは保育園	社会福祉法人慈傳会	五位堂三丁目441番地1	49-0275	6:50 ～ 19:30	6:50 ～ 18:00	生後6か月を 経過した翌月 ～ 5歳児	67人		
認定 こども園	公	7 認定こども園鎌田幼稚園	香芝市	鎌田364番地1	78-3877	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 14:00	3歳児 ～ 5歳児	30人(90人)		
		8 認定こども園下田幼稚園		下田西二丁目9番23号	76-0958				24人(176人)		
		9 認定こども園真美ヶ丘東幼稚園		真美ヶ丘三丁目3番24号	78-3878				45人(180人)		
	私	10 あけぼの・幼保学院	学校法人楠公学園	関屋北五丁目8番3号	71-8008	7:00 ～ 19:00	7:00 ～ 17:00	生後3か月を 経過した翌月 ～ 5歳児	306人(331人)		
		11 せいか幼稚園	学校法人誠華学園	逢坂四丁目958番地	77-8900	7:00 ～ 20:00	7:00 ～ 17:00	生後3か月を 経過した翌日 ～ 5歳児	132人(320人)	○	
		12 せいか保育園	社会福祉法人裕愛会	北今市五丁目508番地1	77-5200	7:00 ～ 20:00	7:00 ～ 17:00	生後3か月を 経過した翌日 ～ 5歳児	120人(135人)	○	病後児保育
		13 旭ヶ丘せいか保育園		旭ヶ丘一丁目12番地2	79-1200				120人(135人)	○	
		14 ふたかみの森せいか子ども園		畑二丁目1590番地1	71-7700				75人(90人)	○	
		15 関屋こども園	社会福祉法人	関屋396番地	77-2717	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 17:00	生後6か月を 経過した翌月 ～ 5歳児	79人(94人)	○	※一時預かり休止中
		16 志都美こども園	香芝市社会福祉協議会	今泉382番地	77-3852				110人(125人)		
		17 ハルナ保育園	社会福祉法人鳳雛会	鎌田281番地1	76-5541	7:00 ～ 23:00	7:00 ～ 19:00	生後3か月を 経過した翌月 ～ 5歳児	129人(139人)	○	
		18 ハルナ保育園 五位堂分園		瓦口2309番地1 IBグランド102号室	78-5542				20人		
		19 ハルナ保育園 二上分園		穴虫1050番地3	76-3001				29人		
小規模 保育事業所	私	20 志都美せいかナーサリー	学校法人誠華学園	上中2012番地	77-8900 (せいか幼稚園)	7:00 ～ 18:30	7:00 ～ 17:00	生後3か月を 経過した翌日 ～ 2歳児	19人		連携園: せいか幼稚園
		21 アートチャイルドケア 奈良真美ヶ丘保育園	アートチャイルドケア 株式会社	真美ヶ丘六丁目8番1号 吉田プラザ1F	49-0410	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 14:00	生後6か月を 経過した翌月 ～ 2歳児	19人		連携園: 認定こども園真美ヶ丘東 幼稚園
		22 アートチャイルドケア 奈良香芝保育園		磯壁三丁目53番地1 1階	43-6381				19人		連携園: みつわ保育所
		23 アートチャイルドケア 奈良鎌田保育園		鎌田366番地1	78-5160				19人		連携園: 認定こども園鎌田幼稚園
		24 スクルドエンジェル保育園	株式会社金成	北今市四丁目333番地1	43-9892	7:00 ～ 19:00	7:00 ～ 14:00	生後2か月を 経過した翌月 ～ 2歳児	19人		連携園: 認定こども園下田幼稚園
		25 五位堂せいかナーサリー	学校法人誠華学園	瓦口2178番地	77-8900 (せいか幼稚園)	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 14:00	生後3か月を 経過した翌日 ～ 2歳児	19人		連携園: せいか幼稚園・せいか保育園・旭ヶ 丘せいか保育園・ふたかみの森せいか子ど も園

※ 認定こども園の定員は、2号認定・3号認定子どもの合計を記載。かっこ内は1号認定子どもを含む施設全体の定員。